

◇ 現物出資による会社設立が容易に

Q : 新会社法になったら、現物出資による会社設立が容易になるとか。どのように変わるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

現在の商法では、現物出資により会社設立をする場合には、原則として裁判所が選任した調査役の調査が必要となりますが、次の場合については調査が不要とされています。

- ① 現物出資により譲り受ける財産の価額の総額が、資本金の5分の1を超えず、かつ、500万円を超えない場合
- ② 現物出資により譲り受ける財産が、取引相場のある有価証券で、かつ、その価額が相場以下金額である場合
- ③ 現物出資に係る事項が相当であることにつき、弁護士や公認会計士、税理士等の証明を受けた場合

これに対し、新会社法では、①の資本金の5分の1基準が廃止されますので、500万円以下であれば調査役の調査を要しないで会社設立ができるようになります。

また、②についても、取引相場のある有価証券とされていた範囲が、市場価格のある有価証券に拡大されますので、グリーンシート銘柄などについても認められることとなります。

このように、新会社法施行後は、現物出資による規制が緩和されますので、資本金が500万円までの会社については、容易に作ることができます。

